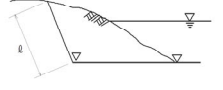
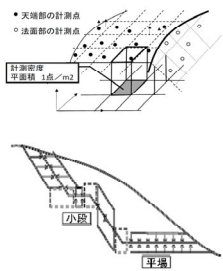


単位：mm

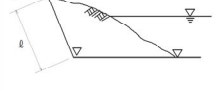
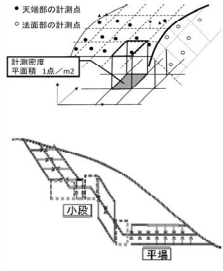
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値						
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50						
						法長ℓ	ℓ < 5m	-200					
							ℓ ≥ 5m	法長-4%					
												平均値	個々の計測値
						平場	標高較差	±50	±150				
				法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160						
										平均値	個々の計測値		
				平場	標高較差	±50	±150						
				法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160						

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。基準高は掘削部の両端で測定。</p> <p>ただし、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」または「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に示す測点毎、基準高は掘削部の両端で測定</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースカナーを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「空中写真測量 (無人航空機) を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「無人航空機搭載型レーザースカナーを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「TIS (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、または「地上移動体搭載型レーザースカナーを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面 (小段を含む) の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は 1点/m² (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		

現 行

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値						
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50						
						法長ℓ	ℓ < 5m	-200					
							ℓ ≥ 5m	法長-4%					
												平均値	個々の計測値
						平場	標高較差	±50	±150				
				法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160						
										平均値	個々の計測値		
				平場	標高較差	±50	±150						
				法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160						

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。基準高は掘削部の両端で測定。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 土工編 計測技術 (断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は掘削部の両端で測定</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 土工編 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面 (小段を含む) の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は 1点/m² (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		

改 定 内 容

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)			平均値	個々の 計測値
						平場	標高較差	±50	±300
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±300

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫）（案）」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p>		

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)			平均値	個々の 計測値
						平場	標高較差	±50	±300
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±300

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工事編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				
1 共通 編	2 土 工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	3	1	盛土工	基準高▽	-50				
						法長 ℓ	ℓ < 5m	-100			
							ℓ ≥ 5m	法長-2%			
						幅 w ₁ , w ₂	-100				
				天端	標高較差	-50	-150				
				法面 4割く勾配	標高較差	-50	-170				
				法面 4割く勾配 (小段含む)	標高較差	-60	-170				

現 行

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。基準高は各法面で測定。</p> <p>ただし、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」または「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書 の測点毎。基準高は各法面で測定。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「空中写真測量 (無人航空機) を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、または「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。</p> <p>3. 計測は大端面と法面 (小段を含む) の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は 1 点/m² (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5 cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				
1 共通 編	2 土 工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	3	1	盛土工	基準高▽	-50				
						法長 ℓ	ℓ < 5m	-100			
							ℓ ≥ 5m	法長-2%			
						幅 w ₁ , w ₂	-100				
				天端	標高較差	-50	-150				
				法面 4割く勾配	標高較差	-50	-170				
				法面 4割く勾配 (小段含む)	標高較差	-60	-170				

改 定 内 容

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。基準高は各法面で測定。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 土工編 計測技術 (断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法面で測定。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 土工編 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面 (小段を含む) の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は 1 点/m² (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5 cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2	1	掘削工	基準高▽	±50		
						法長ℓ	ℓ < 5 m	-200	
							ℓ ≧ 5 m	法長-4%	
						幅 w	-100		
				2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値		
						平場	標高較差	±50	±150
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160
						法面 (軟岩Ⅰ) (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±330

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40mにつき1ヶ所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p> <p>ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎、基準高は道路中心線及び端部で測定。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、または「地上移動体搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2	1	掘削工	基準高▽	±50		
						法長ℓ	ℓ < 5 m	-200	
							ℓ ≧ 5 m	法長-4%	
						幅 w	-100		
				2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値		
						平場	標高較差	±50	±150
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160
						法面 (軟岩Ⅰ) (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±330

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m)につき1ヶ所、延長 40m(又は 50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は道路中心線及び端部で測定。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	
						法長ℓ	ℓ < 5m	-100
							ℓ ≥ 5m	法長-2%
						幅	w ₁ , w ₂	-100
								平均値
				平場	標高較差	±50	±150	
				法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±80	±190	

現行

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40mにつき1ヶ所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p> <p>ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎、基準高は道路中心線及び端部で測定。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	
						法長ℓ	ℓ < 5m	-100
							ℓ ≥ 5m	法長-2%
						幅	w ₁ , w ₂	-100
								平均値
				平場	標高較差	±50	±150	
				法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±80	±190	

改定内容

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40mにつき1ヶ所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は道路中心線及び端部で測定。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内に存在する計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	2	3	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基 準 高 ∇	± 50	
						根 入 長	設計値以上	
						変 位 ϵ	100	
3	2	3	5		縁石工 (縁石・アスカープ)	延 長 L	-200	
3	2	3	6		小型標識工	設 置 高 さ H	設計値以上	
						基礎	幅 w (D)	-30
							高 さ h	-30
							根 入 れ 長	設計値以上

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所、延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
1ヶ所/1施工箇所 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
1ヶ所/1基 基礎1基毎		

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	2	3	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基 準 高 ∇	± 50	
						根 入 長	設計値以上	
						変 位 ϵ	100	
3	2	3	5		縁石工 (縁石・アスカープ)	延 長 L	-200	
3	2	3	6		小型標識工	設 置 高 さ H	設計値以上	
						基礎	幅 w (D)	-30
							高 さ h	-30
							根 入 れ 長	設計値以上

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所、延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
1ヶ所/1基 基礎1基毎		

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 工種	3 共通 的工 種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30
						基礎	高 さ h	-30
							パイプ取付高 H	+30 -20
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 工種	3 共通 的工 種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30
						基礎	高 さ h	-30
							ビーム取付高 H	+30 -20
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 工種	3 共通 的工 種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30
						基礎	高 さ h	-30
							延長 L	-100
					ケーブル取付高 H	+30 -20		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 工種	3 共通 的工 種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	舗装面に対し 0~±3	
						表面の凹凸	3	
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~2	

単位: mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
単独基礎 10 基につき 1 基、10 基以下のものは 2 基測定。測定箇所は 1 基につき 1 ヶ所測定。		1 ヶ所 / 1 施工箇所
1 ヶ所 / 施工延長 40m 40m 以下のものは、2 ヶ所 / 1 施工箇所。		1 ヶ所 / 1 施工箇所
1 ヶ所 / 基礎毎		1 ヶ所 / 1 施工箇所
高さについては車道端部及び中央部の 3 点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に 3 m の直線定規で測って凹凸が 3 mm 以下		

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 工種	3 共通 的工 種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30
						基礎	高 さ h	-30
							パイプ取付高 H	+30 -20
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 工種	3 共通 的工 種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30
						基礎	高 さ h	-30
							ビーム取付高 H	+30 -20
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 工種	3 共通 的工 種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30
						基礎	高 さ h	-30
							延長 L	-100
					ケーブル取付高 H	+30 -20		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 工種	3 共通 的工 種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	舗装面に対し 0~+3	
						表面の凹凸	3	
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~2	

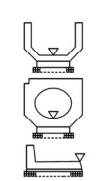
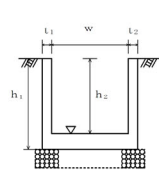
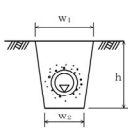
単位: mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
単独基礎 10 基につき 1 基、10 基以下のものは 2 基測定。測定箇所は 1 基につき 1 ヶ所測定。		1 ヶ所 / 1 施工箇所
1 ヶ所 / 施工延長 40m 40m 以下のものは、2 ヶ所 / 1 施工箇所。		1 ヶ所 / 1 施工箇所
1 ヶ所 / 基礎毎		1 ヶ所 / 1 施工箇所
高さについては車道端部及び中央部の 3 点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に 3 m の直線定規で測って凹凸が 3 mm 以下		※ワイヤロープ式防護柵にも適用する。

現行

単位：mm

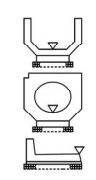
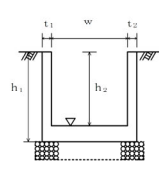
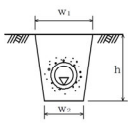
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ∇	± 30
						延 長 L	-200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	2	場所打水路工	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t_1, t_2	-20
						幅 w	-30
						高 さ h_1, h_2	-30
						延 長 L	-200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	3	暗渠工	基 準 高 ∇	± 30
						幅 w_1, w_2	-50
						深 さ h	-30
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1ヶ所/1 施工箇所 ただし、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1 施工箇所毎 ただし、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p>		

改定内容

単位：mm

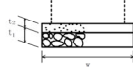
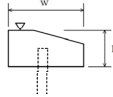
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ∇	± 30
						延 長 L	-200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	2	場所打水路工	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t_1, t_2	-20
						幅 w	-30
						高 さ h_1, h_2	-30
						延 長 L	-200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	3	暗渠工	基 準 高 ∇	± 30
						幅 w_1, w_2	-50
						深 さ h	-30
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工編 計測技術 (断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1ヶ所/1 施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工編 計測技術 (断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工編 計測技術 (断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工編 計測技術 (断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p>		

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上
						厚さ t_1, t_2	-30
						延 長 L	各構造物の規格 値による
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	3	1	基礎工(護岸) (現場打)	基 準 高 ∇	± 30
						幅 w	-30
						高 さ h	-30
						延 長 L	-200

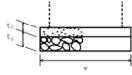
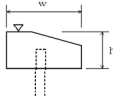
単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「T S 等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上
						厚さ t_1, t_2	-30
						延 長 L	各構造物の規格 値による
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	3	1	基礎工(護岸) (現場打)	基 準 高 ∇	± 30
						幅 w	-30
						高 さ h	-30
						延 長 L	-200

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	土木工事共通編	2	4	3	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高▽	±30
						延長 L	-200
3	土木工事共通編	2	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50
						根入長	設計値以上
						偏心量 d	D/4以内かつ 100以内
						傾斜	1/100以内
3	土木工事共通編	2	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50
						根入長	設計値以上
						偏心量 d	100以内
						傾斜	1/100以内
						杭 径	設計値以上
3	土木工事共通編	2	4	5	場所打杭工	基準高▽	±50
						根入長	設計値以上
						偏心量 d	100以内
						傾斜	1/100以内
						杭 径	(設計径(公称径)-30)以上

単位: mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		
全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	土木工事共通編	2	4	3	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高▽	±30
						延長 L	-200
3	土木工事共通編	2	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50
						根入長	設計値以上
						偏心量 d	D/4以内かつ 100以内
						傾斜	1/100以内
3	土木工事共通編	2	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50
						根入長	設計値以上
						偏心量 d	100以内
						傾斜	1/100以内
						杭 径	設計値以上
3	土木工事共通編	2	4	5	場所打杭工	基準高▽	±50
						根入長	設計値以上
						偏心量 d	100以内
						傾斜	1/100以内
						杭 径	(設計径(公称径)-30)以上

単位: mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		
全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
3	土木 工事 共通 編	2	4	9	鋼管 穴板 基礎 工	基 準 高 ▽	±100		
						根 入 長	設計値以上		
						偏 心 量 d	300 以内		
3	土木 工事 共通 編	2	5	3	1	コン クリ ート ブ ロ ッ ク 工 (コ ン クリ ート ブ ロ ッ ク 積) (コ ン クリ ート ブ ロ ッ ク 張 り)	基 準 高 ▽	±50	
							法 長 ℓ	ℓ < 3 m	-50
								ℓ ≥ 3 m	-100
							厚 さ (ブ ロ ッ ク 積 張) t ₁	-50	
							厚 さ (裏 込) t ₂	-50	
							延 長 L	-200	
3	2	5	3	2	コン クリ ート ブ ロ ッ ク 工 (連 節 ブ ロ ッ ク 張 り)	基 準 高 ▽	±50		
法 長 ℓ	-100								
延 長 L ₁ , L ₂	-200								

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。</p> $d = \sqrt{x^2 + y^2}$		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。 【TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (護岸工編) (案)】の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 【TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (護岸工編) (案)】の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		

単位：mm

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
3	土木 工事 共通 編	2	4	9	鋼管 穴板 基礎 工	基 準 高 ▽	±100		
						根 入 長	設計値以上		
						偏 心 量 d	300 以内		
3	土木 工事 共通 編	2	5	3	1	コン クリ ート ブ ロ ッ ク 工 (コ ン クリ ート ブ ロ ッ ク 積) (コ ン クリ ート ブ ロ ッ ク 張 り)	基 準 高 ▽	±50	
							法 長 ℓ	ℓ < 3 m	-50
								ℓ ≥ 3 m	-100
							厚 さ (ブ ロ ッ ク 積 張) t ₁	-50	
							厚 さ (裏 込) t ₂	-50	
							延 長 L	-200	
3	2	5	3	2	コン クリ ート ブ ロ ッ ク 工 (連 節 ブ ロ ッ ク 張 り)	基 準 高 ▽	±50		
法 長 ℓ	-100								
延 長 L ₁ , L ₂	-200								

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。</p> $d = \sqrt{x^2 + y^2}$		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。 【3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 護岸工編】の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 【3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 護岸工編】の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		

単位：mm

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	土木工事共通編	2	5	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高 ∇	± 50	
						幅 w	-100	
						延長 L	-200	
3	土木工事共通編	2	5	4	緑化ブロック工	基準高 ∇	± 50	
						法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	-50
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100
						厚さ(ブロック) t_1	-50	
						厚さ(裏込) t_2	-50	
						延長 L	-200	
3	土木工事共通編	2	5	5	石積(張)工	基準高 ∇	± 50	
						法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	-50
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100
						厚さ(石積・張) t_1	-50	
						厚さ(裏込) t_2	-50	
						延長 L	-200	

単位: mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>「T S 等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。</p> <p>「T S 等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。</p> <p>「T S 等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	土木工事共通編	2	5	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高 ∇	± 50	
						幅 w	-100	
						延長 L	-200	
3	土木工事共通編	2	5	4	緑化ブロック工	基準高 ∇	± 50	
						法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	-50
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100
						厚さ(ブロック) t_1	-50	
						厚さ(裏込) t_2	-50	
						延長 L	-200	
3	土木工事共通編	2	5	5	石積(張)工	基準高 ∇	± 50	
						法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	-50
							$\ell \geq 3\text{m}$	100
						厚さ(石積・張) t_1	-50	
						厚さ(裏込) t_2	-50	
						延長 L	-200	

単位: mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		

現行

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		平均測定値の平均 (面管理の場合)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	+40	+50	—	—
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-64	-8	-10
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-64	-8	-10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースカナを用いた出来形管理要領 (舗装工事編 (案))」、「地上移動体搭載型レーザースカナを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編 (案))」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m² (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>1. 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m² 以上 10,000m² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

改定内容

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		平均測定値の平均 (面管理の場合)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工事 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m² (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>1. 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m² 以上 10,000m² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		平均測定値の平均 (面管理の場合)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-37	-46	-6	-7
						平穏性	3mプロファイル (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下			
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4
						平穏性	3mプロファイル (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下			
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3
						平穏性	3mプロファイル (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下			

単位: mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースカナを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm (基層工、表層工は±4mm) が含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能ないしは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000㎡ 以上 10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量 500t 以上 3,000t 未満</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		平均測定値の平均 (面管理の場合)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7
						平穏性	3mプロファイル (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下			
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4
						平穏性	3mプロファイル (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下			
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3
						平穏性	3mプロファイル (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下			

単位: mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工事編 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm (基層工、表層工は±4mm) が含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能ないしは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000㎡ 以上 10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量 500t 以上 3,000t 未満</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		平均測定値の平均 (面管理の場合)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±40	±50	—	—
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-64	-8	-10
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-64	-8	-10

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領 (舗装工事編 (案))」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編 (案))」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡2 (平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		平均測定値の平均 (面管理の場合)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工編 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡2 (平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		平均測定値の平均 (面管理の場合)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-37	-46	-5	-7
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3
						平坦性				3m ² のレベル (σ) 2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm 以下

単位: mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm (基層工、表層工は±4mm) が含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡2 (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		平均測定値の平均 (面管理の場合)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3
						平坦性				3m ² のレベル (σ) 2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm 以下

単位: mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工事編 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm (基層工、表層工は±4mm) が含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡2 (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	